

報告 5

李宇衍（落星台経済研究所研究委員）

1940～45年 佐渡鉱山朝鮮人労働者の移住、動員、勤労環境、及び日常生活—「強制連行」・「強制労働」論批判—

1. 朝鮮人の戦時動員はどのように行われたか

戦時期における佐渡鉱山への朝鮮人移民と動員に対する韓国と日本のマスコミ報道と先行研究は、そのいずれもが非専門家や「専門家」と称する研究者が1965年に出版された『朝鮮人強制連行の記録』をコピーしたに過ぎない。

この本の著者は朝総連の朝鮮大学校教員であり、その目的が韓日国交回復を阻止するためである事を隠さなかった。彼は、朝鮮人を日本に連行する過程は「奴隷労働」即ち「強制連行」であり、日本での労働は「奴隷労働」即ち「強制労働」であったと主張した。

朝鮮人を動員する方法は「募集」、「官斡旋」及び「徴用」があったが、募集は日本から会社職員が来て農民に公知し、文字通り募集する事。「官斡旋」は募集と同一であるが、面と駐在所が日本から派遣された募集担当者を法律的规定なしに行政的に支援するもの、「徴用」は法的強制下で施行された。（応じない場合、一年以下の懲役や一千元以下の罰金、1939～45年、ソウル米一石卸売価格で38～47円、キム・ナンニョン、パク・キジュ、パク・イテク・チャ・ミョンス編（2018）『韓国の長期統計 II』p.822）

ただし、徴用も令状の発布から始まりその受領、身体検査、検査結果通知を経て、合格者が所定の場所と時間に出頭するまでに約一ヶ月掛かる法的手続きを踏み進められたが、「家で寝ている所を」、「田畑で働いていた所を」、「連行された」という記憶は事実と異なる。これは、韓国戦争（朝鮮戦争）における「街頭徴集」（令状なしに学校の前、家や道で強制する徴集）を植民地期の戦時動員と混同した事に起因するものと見られる。

1939年9月以降の「募集」とは異なり、1942年2月以降「官斡旋」という朝鮮人動員方法は1940年朝鮮総督府の「労務資源調査」に基づく。官斡旋による動員において、朝鮮人の対応とそれによる「強制性」の程度が非常に多様であったのはそれを強制する唯一の規則として、動員方法と不応者に対する処罰を規定する法律がなく、単に日本から渡ってきた会社労務課職員らと朝鮮の面書記と駐在所警察が朝鮮青年を行政的に広報、勧誘又は強制したためである。

2. 佐渡の事例：賃金に関して

佐渡鉱山には1939年9月、日本政府による戦時労務動員と1940年2月、佐渡鉱山側による朝鮮人募集以前から朝鮮人が金を稼ぐため日本に渡り就業した出稼ぎ労働者が存在した。彼らは、戦時労働者を指導・管理する役割を果たしたであろう。戦時動員は大きなカテゴリー（日本政府の立場では異なるであろうが）、企業の立場では労働力不足に対する対策であり、朝鮮人

には朝鮮半島外への労働力移動、移民という性格を持たせた。この様に見る時、戦時朝鮮人の日本行きは大きなカテゴリーにおいて、解放後の海外移民と連続的な性格を持つ。

他の事業所と同様に、佐渡鉱山においても 1944 年 9 月以降の徴用労働者含め、朝鮮人労働者には賃金が正常に支払われた。強制貯蓄、勤労所得税、健康保険料、年金保険等を控除、その残りを朝鮮人に引き渡したがその項目は日本人労働者と同一であり、貯蓄を除けば控除額は大きくなく、朝鮮の家族に送金したり現地で使用したりする等、自ら決める事が出来た。控除項目で日本人と最大の差があるのは貯金であるが、その理由は日本人と異なり朝鮮人の中には家族がない単身労働者が非常に多く、彼らは貯蓄する余力が日本人家族扶養者より遥かに大きかったためである。

佐渡鉱山が朝鮮人に支払わなかったり、或いは支払う事が出来なかったりして法務局に供託した金額（佐渡鉱山の場合、一人平均 203 円）、又その他三菱ともう一つの巨大財閥である三井系列会社の供託金額を 1945 年頃の月給（佐渡鉱山の場合、平均 100 円以上）と比べると、その金額は 1~2 ヶ月の月給に該当するため大変に高額だったとは言えない。強制動員論者らは、供託があるというそれ自体を根拠として、朝鮮人動員の経済的「収奪性」を主張するが、これは正しくない。その理由として第一、終戦前の逃亡者や終戦後に急挙帰還した者の場合、精算してもらわなければならない金が少額だったので、それを軽く扱い諦めたためである。第二、強制貯蓄等労働者に引き渡されず給料から控除された金額は、それを諦める個人の立場から見ると、それまで正常に受け取って来た賃金に比べてどうしても少額であった。供託金をもって賃金を支払わない強制労働の根拠としたり、計画的、組織的、大規模的、民族差別的搾取の根拠としたりする事は出来ない。

3. 佐渡の事例：日常生活と待遇に関して

佐渡鉱山を含み、戦時期日本に渡った朝鮮人の住居（寮使用料、住宅の場合賃貸料、浴場等共同施設は無料又は市場価格より遥かに低い水準であった）、主食（米、麦、豆類、その他）とカロリー摂取は、朝鮮に残った農民より良好であった。終戦直前、朝鮮人と日本人の食糧と献立は同様であり、そのため、朝鮮人が日本人より大食であったので食事量が相対的に不足しており、香辛料（唐辛子、ニンニク等）が提供されず朝鮮人の不満を招いた。終戦直前の凶作と米軍爆撃によって流通体系が円滑に作動しなくなると、朝鮮人は日本人同様に食糧不足により困難を重ねた。以後、日本に渡った朝鮮人と朝鮮に残った農民の生活水準を体系的に比較する研究が必要である。

佐渡鉱山は他の朝鮮人を動員した事業場に比べ、家族と生活する者が多かった。戦争以前から労働移民として来た朝鮮人、1939 年以降戦時労働動員とは無関係に日本に渡り就業した移民者が多かったためだと推測される。

佐渡鉱山を始めとする戦時期に朝鮮人が行った事業場で、朝鮮人が日本人に比べ死亡者や重

傷者が多いのは特別な民族差別があったためではなく、事業場の労働需要と労働供給が一致した結果に過ぎない。つまり、健康な青壮年日本人は軍隊に徴集され、(海外の日本軍は1937年95万、43年358万、44年540万、45年734万人であった。戦時末期には20~40歳男性の60.9%が軍に属し、200万人が死亡した本土内に健康な青年はほぼ残っていなかった)、因って日本事業場は健康な青年が必要で、その様に動員した彼らを坑外労働より筋力が必要な坑内労働に配置した結果である。

佐渡鉱山の場合、他の事業所に比べ争議が遥かに少なかった。1940年の動員開始以後、朝鮮人集団行動は計三件であったが、その原因は寮で支給される食事量の不足、作業用品の貸与費用、賭博で警察に申告された同僚を「救出」するための事件であった。

4、逃亡は強制労働の証拠にならない

佐渡鉱山の朝鮮人逃亡者の割合は、他の事業場に比べ遥かに低い。朝鮮人に対する処遇が良好で、炭鉱と異なり事故の危険も小さく、また多くの朝鮮人が家族と共に生活していたためであると考えられる。戦時労務動員された労働者はその多数が逃亡したが、これは戦争以前も同様であった。また、朝鮮内でも同様であった、朝鮮人に比べ遥かに低い比率であったが、日本人もやはりかなりの規模で逃亡した。

「強制労働論」とは異なり、逃亡を「朝鮮人の抵抗」と見る事は出来ない。彼らは朝鮮人の約60%が動員された炭鉱や佐渡鉱山等の他の鉱山で地下労働をするのを忌避しただけである。事業場で働く最中に逃走する者は勿論、旅行費用をかけず安全に日本に渡航する方法として労務動員を利用した者、つまり福岡等日本に到着するとすぐ逃げたり、大阪や京都、東京等中間に寄着した大都市で予め連絡しておいた朝鮮人ブローカーの助けを借り逃走したり、契約期間終了後帰還費用を会社から受け取った後逃亡したり、家族は帰還させ自分だけ逃走したり等、これら全てが朝鮮に帰還せず、日本で報酬や勤務環境がより良い場所で就業した。これら逃亡者を探し出すための日本政府の特別な政策や手段は発動された事がなく、摘発されたとしても月給の20~40%に相当する罰金に処され、最も大きな処罰は朝鮮への送還だった。また、軍需工場や戦争施設を建設する現場においてもこの逃亡者らを快く高賃金で雇用したが、これら事業所は現金が非常に豊かであったが労働力が極めて不足していたためである。このような事情を無視したまま逃亡を「抵抗」、さらには「反帝」「反戦」闘争の一環だったと主張するのは、イデオロギー的な歴史歪曲である。

佐渡鉱山においても、1945年8月15日の終戦後に他の事業場に就業していた逃亡者中、少なくない朝鮮人が帰社したが、これは他の事業場と同様に佐渡鉱山側から逃亡者にも朝鮮への帰還費用を支給したためである。これは日本政府の方針によるものである。

5, 歴史的事実を明らかにせよ

朝鮮人動員は「強制連行」であったのか？募集と官斡旋は、時には面事務所や駐在所の行政的支援があったが、時にはそれが「強圧的」であったが、朝鮮人と日本企業との関係は基本的に経済的契約であった。契約は、朝鮮や日本事業場到着後に締結された。朝鮮で総督府官憲が威圧を行使し日本行きを強要した事例が官斡旋でしばしば発見されるが、それを正面から拒否したり、或いは朝鮮内から逃亡したりする等、朝鮮人が日本行きを受け入れない際、日本企業や総督府がそれを法的に強制する方法は無かったためである。それとは異なり徴用は法的制裁を伴い、その概念自体が文字通り強制的な動員である。即ち、徴用の場合「強制動員」とは同語反復に過ぎず、それ自体自明な事実であるが、募集と官斡旋の場合に面事務所や駐在所が発動する威圧を「強制動員」と規定するのは適切ではない。

朝鮮人動員を「強制労働」と言えるのか？韓国と日本の左翼勢力は、ILO が 1932 年に公布し日本も同年批准した「強制労働に関する条約 (Forced Labor Convention)」に依拠する際、朝鮮人戦時動員は強制労働であり日本はこの条約に違反したと主張する。しかし、戦争は共同体と国家の存続に関わるものであり、強制労働に該当しないという解釈も強力に台頭しているだけでなく、韓国がこの条約を批准したのも 2021 年 2 月の事であり、それだけに各国の事情に従いその解釈と適用が変わるという客観的な事実を認めなければならない。

「強制労働に関する条約」に関して、より重要な問題としたい事は、法律や条約で規定した概念と歴史的事実との関係に関する問題である。これらの概念がどのようなものであれ、それが歴史という客観的現実を変える事は出来ない。にもかかわらず、左派勢力が上記の法律や条約上の「強制労働」の概念に捉われており、また自らが進んで拘束される事を厭わないまさにその概念で、韓国と日本国民まで拘束しようとする。それは客観的な歴史的事実ではなく、「強制労働」という概念を規定しておけばそれに応じて自然に形成され、実際にその様に展開されてきた歴史に対する主観的、集团的、イデオロギー的な「イメージ」、即ち支配的な既存の歴史像を自由な市民に強要するものである。従って、戦時労働動員が「強制労働」か否か、という問題について、法律や条約を解釈する前に、やはり優先的に歴史的事実を明らかにしなければならない。

朝鮮人戦時労働者の労働を「強制労働」とは言えない。まず、募集と官斡旋はその性格が契約関係であり、従って契約期間が明記された。佐渡鉱山で 1940 年に朝鮮人を募集する際、契約期間は三年だったが殆どの事業場では二年契約であった。日本企業は労働力不足により契約期間が終了した朝鮮人が契約を更新し期間を延長するよう故郷訪問、奨励金支給、賃金引き上げ、家族招待等各種インセンティブを提供した。一部で契約延長を強要したと主張するが、それも法的強制手段を備えておらず、契約期間という面においてその約束を頻繁に違反したのは朝鮮人側であった。企業にいかなる償いもしないまま、任意に事業場を離れる逃亡が実に 40% に達したためである。契約期間終了後、帰還や再契約を決定する権限と自由は朝鮮人にあり、

交渉力も朝鮮人がより大きかった。

日本企業において勤労に対し怠慢のみならず、「集団行動」に集中した朝鮮人を「不良」だとして朝鮮に強制送還したり、家庭の事情があったり契約期間を延長したりした労働者が「一時帰郷」するよう許可したが、多くの者は帰社しなかったという点も「強制労働」という主張と両立不可能である。当時、工場労働者や事務職労働者よりも高い賃金を支給し、疾病等による欠勤許容等労働の自由が保障され、佐渡鉱山の朝鮮人を含み酒色雑技が問題となる程に日常生活は自由であった。日本政府と企業は朝鮮人の労働生産性を最優先としたため、少なくとも規則・制度という水準では労働、勤労環境、衣食住において日本人と朝鮮人を差別する事はなかった。勤労時間終了後や月3~4回の休日外出も自由であった。「鉄条網を張った壁」や「望楼」、朝鮮人の労働や脱走を監視する「銃を持った軍警」があった事例は一つもない。映画「軍艦島」等で描かれる朝鮮人「強制労働」は神話である。

6. 自分の意志で日本へ渡った朝鮮人

朝鮮人戦時労働動員が行われた1939~45年に日本に渡航した朝鮮人は約240万人である。しかし、日本企業と政府が戦時動員として連行したのは約72万人に過ぎない。彼らを「戦時労働者」と称する事とする日本側の提案を受け入れる事が出来る。その他、約168万人が戦時動員開始と共に大きく開かれた渡航の扉を開け日本に移住し、その大部分は金稼ぎのための数年の短期労働移民であった。日本行きに対する規制が顕著に弱まり、日本国内の労働力が極端に不足していたため統計に載らない多数の密航者も存在したが、その数は不明である。当時、日本ではこの様に戦時動員と無関係に、金稼ぎのために日本に来た労働移民者を「一般労働者」、「集団移入以外の労働者」とした。

同期間、戦時動員で日本に来た72万人中約25%が募集、40%が官斡旋、35%が徴用方式を経た。募集は基本的に自由意思によるものであり、官斡旋と徴用でも約四割が逃走し自由労働者となったので、戦時労働者中55%(25%+75%*0.6)が自由意思を貫徹したのである。官斡旋や徴用で日本に来たが、戦時動員を高所得の職場として積極的に受け入れた者(契約を延長した者や契約期間終了後、他の事業場に就職した者等)も少なくなかった筈であるが、その数は未だ分からない。結局、保守的に推論しても戦時労働者の45%、つまり32万人程が自らの意思とは無関係に日本へと移動したのだ。

240万人中32万人で1939~45年の朝鮮人日本移住の性格を規定する事は出来ず、208万人を中心に据えるより他ない。しかも、佐渡鉱山の例を見ても、1939年9月以前に既に日本に移住した朝鮮人労働者がいた。住友鴻之舞金山の例で分かる様に、彼らが戦時労働者を指揮・管理する上で重要な役割を果たし、佐渡鉱山含め他の事業場でも同様だったであろう。これら208万以上の自由労働者と32万の戦時労働者は、互いに無関係な存在ではなかった。両者は日本の労働市場で共存し、時には同じ事業場で勤務した。逃亡は戦時労働者が自由労働者となるル

ートであり、戦時労働者を雇う事業場は地上労働や相対的高賃金の如き、より有利な条件下にある自由労働者の存在を意識しなければならなかった。

全体として、この期間は韓国史上初めて最短期間に自由労働移民が爆発的に展開された時期であり、その主体は広がった経済活動の領域を開拓した自由海外移民者と規定する事が出来る。1870年代から第一次世界大戦に至る期間の、いわゆる「第一次世界化の波」の中で繰り広げられた国際移民と解放後に展開された韓国の国際移民がこの時期に始まったのだ。たとえ、その形態が植民地的・戦時的ではあったが、基本性格は海外移民であった。「植民地的」とは、この移民が支配国日本の規制下で行われ、移民者は「二等国民」の待遇を受けたという事実を指す。1937年以降、朝鮮人の日本渡航政策が急変し朝鮮人の移住はそれに規定された。「二等市民」は「二等」である事による朝鮮人に対する民族差別の可能性を指すが、一方では朝鮮人が外国人や戦争捕虜が、日本「国民」として権利と義務を負った事を意味する。朝鮮人は「徴用」の対象となり、「自由な逃亡」を選ぶ事も出来たことがそれをよく表現している。

戦時朝鮮人移民が「戦時的」であったのは、労働移民が戦争という特殊状況下で行われ就業の自由が制限される場合、即ち朝鮮人戦時労働者を相手にして炭鉱や鉱山の様に朝鮮人が忌避した職種が優遇・強制される状況も存在する様になったと言う事実を指す。同時に、戦争という状況は移民の可能性を大規模で短期間に急速に拡大する結果をもたらした。日本人男性の大規模徴集によってもたらされた労働力不足により、朝鮮人に対する処遇は市場均衡ではなく日本政府や企業の経済外的政策に決定され、これは逆説的に植民地被支配人民が彼らの人的資本水準を上回る厚遇を受けるという状況をもたらした。戦時移民はこの様に、一見して矛盾する複雑な様相で展開された。

1939～45年に行われた日本に向けた朝鮮人の移動を「海外移民の植民地的・戦時的形態」と捉え、戦時労務動員もその一環として理解する事を提案する。佐渡鉱山世界遺産登録という問題も、韓日両国国民がその様な観点から共感して受け入れなければならない。

7. 官斡旋

「官斡旋」は、日本企業から派遣された職員らと共にもう一つの軸となる官憲（郡面事務所職員と駐在所警察）を統制する単一の法律を具備出来なかった行政的措置により動員が実施される事で、動員の成果は彼らの献身性によって異なった。

即ち、1) 動員の手続きと不服時の処罰を規定した強制的な法律上の根拠を持たなかったため、決定的な執行力を持てなかった。2) 動員過程は、募集と引率を担当する日本企業労務課職員の努力如何、郡労務担当者と面書記、警察署と駐在所警察、地主や区長の協力と積極性如何、農村朝鮮人の協力、忌避と抵抗の如何なる組み合わせに応じて様々であった。「強制と変わらない」「連行」が現れたり、朝鮮人に「どうぞ行ってくれ」と「哀願」する姿が演出されたりもした。従って、動員の実績も郡面に依りて各々であった。

戦時動員が成し遂げた成果の水準を示す指標として、動員人員と共に逃亡の頻度を考える事が出来る。しかし逃亡が、朝鮮人が日本行き自体を拒否したと見る事は出来ない。石炭を掘る炭鉱や金を掘る地下労働を余儀なくされる鉱山の様な職種を忌避したのだ。日本事業場から逃走しても朝鮮の故郷に帰還せず、建設現場や工場等の事業場で勤務した事がその根拠となる。この点において、朝鮮人の逃亡は最近韓国で東南アジア出身労働者が事業場から逃亡する事と同じ現象である。

1940年3月12日、内務局長名義で各道知事に「労務資源調査ニ關スル件」を通牒した。1939年3月末基準で、「各自の地方実情を考慮し理想耕地面積を設定し、<労務資源調査票>を作成し四月末日まで朝鮮総督府に提出」するよう指示した。(ノ・ヨンジョン(2016)、p196)一つの面に五人ずつ調査員を置く様にしたが、全国2,271の面に総11,355人が動員された。(ノ・ヨンジョン(2016)、p198)例えば、忠清南道は管轄167面の労務資源を調査し1940年5月17日、内務局に報告した。これは、835人の調査員が16,700戸(総戸数223,372戸の7.8%に相当する)を調査したものであった(ノ・ヨンジョン(2016)、p294)。

朝鮮総督府が朝鮮全域の労務資源を調査、検討したのは1939年7月と確認される。これを経て、1940年3月12日、内務局長名義で各道知事に「労務資源調査ニ關スル件」を通牒した。総督府は道を通じて各郡、各邑面に対し1939年3月末基準で「各自の地方実情を考慮し理想耕地面積を設定し、<労務資源調査票>を作成し四月末日まで朝鮮総督府に提出」するよう指示した。この調査では、府と邑を除き「面」のみを対象とした点と、労働出稼ぎ又は転業が可能なる者の数とそれを希望する者の数を調査したものである(ノ・ヨンジョン(2016)、p196)。

各道は朝鮮総督府の予算支援を受け、各面内で「面内事情に通曉した者」を調査員として任命し労務資源を調査させた。一つの面に五人ずつ調査員を置き全国2,271の面に総11,355人が任命された。(ノ・ヨンジョン(2016)、p198)。例えば忠清南道は、管轄167の面の労務資源を約1ヶ月間調査し1940年5月17日、朝鮮総督府内務局にその結果を報告した。一面当たり5人の調査員が各々200戸を担当し、一面当たり1,000戸を対象として計835人の調査員が16,700戸(総戸数223,372戸の7.8%に相当する)を実地調査したものであった。この時、労働出稼ぎ・労働転業可能者数と希望者数も調査された。(ノ・ヨンジョン(2016)、p204)。

世帯別調査書は世帯主の本籍、住所、職業始め家族個々人の氏名、年齢、世帯主との関係、氏名、年齢、健康状態、労働出稼ぎ又は労働転業希望の有無、田畑耕作面積、生活状況(年収入と年支出)十二の項目を記入する事となっている。職業は自作農、自作兼小作農、小作農、農業労働者、健康状態は強、普、弱に区分した。出稼ぎと転職可能者は男性年齢20~44歳、女性年齢12~19歳で、健康状態が普通以上の者の中から調査された(ノ・ヨンジョン(2016)、p196)。各郡でこの結果を道に報告すると、各道でこれを合算し総督府に報告、総督府はこれらを合算し「労務資源調査票」を作成した。

「労務資源調査票」に記録された調査結果は、戸別・戸別理想面積16~35反歩(一反歩は

1/10 町歩=300坪)、全国理想戸数 2,035,264、剰余戸数 1,023,491 戸、転業可能者は男性 20-30、31-40、41-45 歳 (12-19 歳の女性も計算された) に対して各々 232,641、534,068、274,887、118,581 人、計 927,536 人、その希望者は各々 20,767、158,919、61,502、21,893 人、計 242,316 人と計算された。1936 年末現在、総耕地面積は 4,941,584 町歩、農家総戸数 3,058,755 戸で、以上農家総戸数は 2,035,264 戸、過剰戸数は 1,023,491 戸と推定された、(ホ・スヨル(1985)、308-10)

過剰戸数が最も多い道は全南で 161,722 戸(道全体農家の 15.8%)、江原道は 142,296 戸(13.9%)、慶北は 132,525 戸(12.9%)、慶南 124,228 戸(12.1%)、全北 85,418 戸(8.3%)の順である。全羅道と慶尚道、江原道に集中している (75.1%) 事が分かる。特に、可能者数と希望者数が三南地方 (慶尚道、全羅道、忠清道) に集中している (ノ・ヨンジョン (16)、p201-202)。日本への動員も三南地方に集中しているが、この事実も官斡旋が「労務資源調査」に基づく事を証明している。

1940 年 3 月末から「労務資源調査」を実施した総督府は、1940 年末「朝鮮総督府労働者斡旋要綱」と同「細則」を制定・公布した。まず、労働者の斡旋を受けようとする事業主は労働者使用計画書を事業地管轄道に提出する。道はこれに基づき「予想所要労働力調書」を作成し、「労務資源調査」結果を根拠として「道内労務調整計画」を樹立し総督府に報告する。総督府は、これら「道内労務調整計画」を合わせ「本部労務調整計画」を樹立し各道に至達する。各道はこれに基づき「道内外斡旋実施計画」を樹立しこれを各郡に至達し、同時に事業主に同じ内容で指示する。

総督府が各道に斡旋労働者を割り当て送り出すと、道は府郡島に、群島は邑面に順次割り当てる。割り当てを受けた邑面は「出稼ぎ・転業希望者」と「出稼ぎ・転業可能者」を名簿作成し、「国民総力邑面連盟」と同「部落聯盟」の協力を得て労働者を動員する。この際、邑面では警察・官憲と緊密に連絡する。一方、朝鮮総督府は「朝鮮人内地移入斡旋要綱」と同「細則」を制定・公布し、日本等地への「官斡旋労働者公出」を開始する。(許粹烈(1985), p306-328)。但し、この中で「希望者と可能者名簿」は発見されたものがないが、実際に作成されなかったと推測される。それこそ、大規模な調査人材と時間、費用が「実地調査」に掛かったであろうが、その痕跡が全くないためである。

8, 賃金

表 賃金の支出

単位: 上段は円, 下段は%.

年度	控除額				送金	残額	計
	食事代	貯金	その他	小計			
1940	15.24	13.37	11.78	40.39	24.84	6.72	71.95
	21.2	18.6	16.4	56.1	34.5	9.3	100.0
1941		11.5			21.52		52.96
		21.7			40.6		100
1943		23.62			24.07		79.99
		29.6	0	0	30.2		100.0
1944	18.00	45.00	25.00	88.00	40.00	22.00	150.00
	12	30	16.7	58.7	26.7	14.7	100.0
1945	67.16			67.16	36.88	20.75	124.79
	53.8			53.8	29.6	16.6	100.0

資料出処: 1940 年は日本鑛山協會(1940), 「半島人勞務者に關する調査報告」, 朴慶植編(1981) 第 2 卷, p.1-300. 1941 年は労働事情調査所(1942), 「日立鑛山に於ける半島人勞務者と語る」, 朴慶植編(1981) 第 1 卷, p.90. 1943 年は住友鴻之舞鑛山, [昭化十八年度半島人關係綴] の 1~3 月平均, 守屋敬彦編(1991), {戦時外國人強制連行關係史料} III 2 下.} 月末現在数は 1~3 月平均. 1944 年は石炭統制會九州地部(1945), 「炭山に於ける半島人の勤勞管理」, 朴慶植編(1991)第 2 卷, p.209. 1945 年は守屋慶彦(1996: 128).

表 他職種賃金との比較

年度	比較 職種	月收入	倍率
1940	ソウル 紡織(綿加工) 男工	14.00	5.2
1940	ソウル男子 教員	15.96	4.6
1940	ソウル男子 会社員	21.00	3.5
1940	ソウル男子 銀行員	30.80	2.4
1943	東京 公立小学校 教員(初賃)	55.00	1.5
1944	日本 巡査 初賃	45.00	3.7
1944	日本 事務職 大卒 初任	75.00	2.2

資料: 李宇衍(2019), 「朝鮮人賃金差別の虚構性」, 李榮薫編著, 『反日種族主義』, 文藝春秋.
 1943年教員賃金は西岡力(2022), 「強制労働派は一次史料を読み」, 『正論』, 2022年4月号.
 同年鉱夫賃金は佐渡鉱山(1943), 「半島労務管理ニ付テ」

9. 産業災害と直接夫・坑内夫

朝鮮人の66%が鉱山で働き、しかもその内90%程が坑内夫であった。この様な経験のない未熟練労働力である朝鮮人が炭鉱、鉱山労働力の坑内の最も重要で危険な業務を引き受け、労働災害の増加、生産効率の低下、資材消費量の増加をもたらす重要な原因となった。

石炭共済会勤労部文書によると坑内夫中、直接夫に採炭夫、充填夫、掘進夫があり坑内夫中、間接夫に仕操夫、運搬夫、機械夫、工場夫、雑夫、助手がある。坑外夫には助手、選炭夫、運搬夫、機械夫、工作夫、電気夫、雑夫がある（助手、運搬夫、機械夫、工作夫、雑夫は坑内にもあり、坑外にもあり）。

短期（勤労報国大、挺身隊など）の日本人と朝鮮人を除いた日本人「一般」212,604人と朝鮮人「被強制連行」83,299人のうち、直接部は日本人が59,874人、朝鮮人が56,949人で、朝鮮人は日本人の95.1%に該当し、坑内部は日本人127,153人、朝鮮人76,892人で、朝鮮人が日本人の60.5%に当たる。（長澤茂(1987), p.157-159）

表 1943. 全国「主要炭鉱」179の炭鉱、朝鮮人と日本人直接夫、坑内夫、坑外夫職種別構成と死亡率

	労務者数					坑内夫の比率 (%)		
	朝鮮人	日本人	計	朝鮮人坑内夫	日本人坑内夫	朝鮮人	日本人	坑内夫比率
A	1,036	5,648	6,684	984	3,890	95.0	68.9	1.38
B	947	5,427	6,374	-	-	-	-	-
C	2,527	6,648	9,220	-	-	-	-	-
D	365	933	1,298	-	-	-	-	-
E	314	1,036	1,350	-	-	-	-	-
F	506	1,413	1,990	494	933	97.6	66.0	1.48
計	5,740	21,105	26,196	-	-	-	-	-

	朝鮮人			日本人		
	死亡	重症	計	死亡	重症	計
A	9	1	10	33	5	38
B	39	170	209	94	512	606
C	13	4	17	28	11	39
D	7	0	7	7	2	9
E	4	11	15	6	16	22
F	2	49	51	4	99	103
計	74	235	309	172	645	817

	朝鮮人			日本人			朝鮮人／日本人比率		
	死亡率	重症	計	死亡率	重症	計	死亡率	重症	計
A	9.0	1.0	10.0	5.5	0.8	6.3	1.64	1.20	1.58
B	36.9	161	197.9	19.2	104.4	123.6	1.93	1.54	1.60
C	5.5	1.7	7.2	4.4	1.7	6.1	1.24	0.97	1.17
D	21.6	0.0	21.6	7.6	2.2	9.8	2.84	0.00	2.21
E	11.8	32.6	44.4	5.5	14.7	20.2	2.15	2.21	2.19
F	4.4	108.1	112.5	3.0	74.5	77.5	1.47	1.45	1.45
計	13.3	42.4	55.7	8.3	31.3	39.6	1.60	1.36	1.41

上記の様に朝鮮人が多くの事故を経験したのは彼らの殆どが坑内夫、特に直接夫として働き、従って事故を経験しやすい条件下にあり、殆どの勤続期間が日本人よりも遥かに短く熟練度が低く、日本人に比べ坑内事故に対し遥かに脆弱であったためである。

例えば、石炭統制会東部支部館内に属する常磐炭田で 1942.7-1944.9.の期間事故を記録した「災害原簿」等によると、死亡率は朝鮮人が日本人の 4.3 倍、重傷率は 1.7 倍だとされる(山田外(2005), p.186)。この様に日本人に比べ高い死亡率と負傷率について論じる際、直接夫や坑内夫の割合、勤続期間等を必ず調べる必要があるが、そのための資料は非常に不足しており、その様な観点から叙述された研究は殆どないのが実情である。

鄭惠瓊により執筆された支援財団（2019）は、日本全地域朝鮮人労働者死亡率は 0.9%（1939.10-1942.10）、福岡館内は 1944 年 1 月基準 0.6%、鴻之舞鉱業所は 1.7%であるのに、韓国強制動員被害者真相究明調査委員会に対する「被害者」届出に基づき「9 人の死亡者は 148 人中実に 6%に達する……当時 日本地域の炭鉱と鉱山労働者の死亡率と比較すると非常に高い割合である」と語る。

しかし、これは非常に誇張された虚構的数値である。佐渡鉱山(1943)資料から分かる様に、1940 年 2 月から 1943 年 5 月まで動員された朝鮮人は 1,005 人で、その期間に死亡した者は 10 人で 0.1%に過ぎない。

勿論、これらの人々の中で 1943 年 5 月以降から 1945 年 8 月 15 日の間に死亡した者もいるであろうが、逃走者を除いた残りもその大半が契約期間終了と共に帰還し、従って彼らが 1942 年 5 月以降に佐渡鉱山で勤務したのは非常に短い期間であったので、追加死亡者数は非常に少ない筈である。もし鄭惠瓊が主張する様に 6%の死亡率となるには、追加死亡者 59 人が発生しなければならない。これは非常に非現実的である。

佐渡鉱山の死亡率は、むしろ他の事業所に比べ非常に低かったと見なければならない。40%を超える朝鮮人が働いた炭鉱とは異なり、金鉱は岩盤が堅固で落盤事故の危険が遥かに小さく、炭塵やガスが爆発したり火災が発生したりする場合も非常に少なかったためである。数値を少しでも誤解したり誤ったりすると、客観的な歴史的事実について完全に相反した結論に至り、歴史像を歪曲し得る事を示す例となる。

10, 珪肺症

広瀬貞三が著したもので（広瀬（2000）、p.13）、1944 年に佐渡鉱業所の珪肺を調査した医師である齋藤謙の『珪肺病の研究的試験・補遺』によると、削岩夫 810 cc、運搬夫 360 cc、支柱夫 350 cc、坑夫 240 ccの粉塵を吸入する。この時期に該当職種に従事する者が多かったのは、先述の通り朝鮮人である。

1943 年 5 月末現在。朝鮮人は運搬 294、削岩 123、支柱 56、外運搬 49 人。佐渡鉱山が「その他」に分類した職種に該当する朝鮮人はいなかった。それとは異なり、日本人はその他が 321、製鉱 85、運搬 80、雑夫 52、整地 46、支柱 39 人（合計 522 人）であった。相川町（1995）でも朝鮮人は主に運搬夫、削岩夫、支柱夫として主に坑内夫であった事を指摘した（p.681）。

珪酸が混じった埃が肺に溜まると珪酸の機械的・化学的作用により肺に炎症が生じる事となる。こうして生じた炎症は最終的に肺に傷を残す事となり、時間が経つと最終的に肺が全身に酸素を供給するのに問題を引き起こす。この様な慢性疾患を珪肺症と言う。（斗山百科）

珪肺症は慢性的な肺真菌症を指す。炭鉱でも発生し、それは佐渡鉱山だけではなかった。珪酸の濃度により珪肺症の発症速度は変わるが、珪肺症が発生するには通常 15~20 年掛かる。動員された朝鮮人労働者の勤務期間は最も長くて 6 年、通常 2~3 年、逃亡者の場合は数ヶ月

であり、朝鮮人被動員者の中で肺真菌症が広範に発生したという広瀬（2000）、支援委員会（2019）、鄭惠瓊、イ・サンイ（2021）及び鄭惠瓊（2022）の主張は多分に誇張である。

1 1, 争議

広瀬貞三が集団行動と争議について著したもので、（広瀬（2000）、p.13-14）、朝鮮人の「闘争」は二件が確認される。第一、1940年2月17日、「（朝鮮人：筆者）全員を収容する合宿所の設備が不足し、一時的に40人余りが鉱山職員の経営する新保宿所を使用する事となった。請負制度下で供給不足が発生し常時不満があったが、2月17日に宿泊者40人が崔在万を代表として改善策を要求、不穏な状況であったが、鉱山側がその要求を受け入れその日の内に解決した」とされる。

第二、1940年4月11日に佐渡郡桐内町の朝鮮人労働者97人が、「三月分の賃金を支給された後、募集に応じた際の条件と異なると賃金引き上げを要求しストライキを断行する」。これは、相川警察署の「調整により労働条件に対し会社側が善処するもの」として、4月13日に「解決」された。しかし、首謀者三名は朝鮮に送還された。この様な争議が発生した理由を、佐渡鉱業所労務担当者は給与の他に食費（当時、1日50銭）と寝具（1組50銭）、また無料で支給されると考えていた地下足袋等、作業必需品全てを本人が負担しなければならなかったという事実と、労務課職員の一部に極端な差別意識があったためだと回顧した。

韓国の強制連行・強制動員論者らは、集団行動を抑圧と搾取に対する抵抗として前提し議論を展開する。鄭惠瓊（2022）は佐渡鉱山争議について、次の様に語る。

「日本の国家総動員体制期に連行された朝鮮人は様々な形で抵抗した……（待遇問題で集団行動二件について紹介：李宇衍）1942.4.29.三菱佐渡鉱業所所属の朝鮮人労務者3人が警官に連行されると、同僚160人が事務所に乱入し抗議し8人が逮捕されたという資料もある。3件中2件は警察が介入した」

鄭惠瓊は佐渡鉱山における一見朝鮮人による「労使紛争」と見られるこの事件の実体について、これ以上説明しなかった。韓国人らが「大規模抵抗」で十分誤解し得る方式の叙述である。しかし、その実態は弱々しい集団行動と見なす事が出来るものであった。広瀬（2000）は「特高月報」を基礎として次の様に述べたが、事件の契機はギャンブルであり、大規模集団行動にまで飛び火した理由は明確ではない。

「一般的に鉱山の『部屋』や宿舎では賭博が広く行われた。朝鮮人も次第にこの習慣に染まり始めた。朝鮮人は深夜人里離れた藪の中や火葬場で蠟燭を灯して、博打を打った。1942年4月にも、相愛寮で李漢鳳など3名が花札で賭博を開帳中、日本人労務課員がこれを発

見し、3名を所轄警察署に連行しようとした。同僚朝鮮人160数名はこんを奪還しようとして寮の事務室に殺到し、労務課員に傷害を追わせ、事務所の窓ガラス36枚が割れた。このため、相川署員が急派し、主謀者8名を検束し、『鎮撫』解散させた」(広瀬貞三(2000), p.16)

朝鮮人の集団行動に対する日本警察の対処について見てみよう。長谷(2021)の『特例月報』分析によると、集団行動を繰り返す朝鮮人労働者に対して講じる対処方法は「嚴重警告」、「嚴重訓戒」、「嚴諭」、「調整」、「説得」「慰撫」であり、暴力による鎮圧は殆ど見られない。つまり労使紛争を含め、朝鮮人の集団行為を警察が武力鎮圧・解散し操業を続行させた事例はない。警察が出動しても、『特高月報』の表現を借りれば「嚴重警告」、「嚴重訓戒」、「嚴諭」、「調整」、「説得」、「威武(慰撫)」に終始する。佐渡鉱山でも警察が朝鮮人を武力解散・鎮圧した事はない。

佐渡鉱山の場合他の事業場とは異なり、朝鮮人が関係した紛争はそれ程発生しなかった。終戦後も朝鮮人が騒ぎを起こす事はなかった。終戦を佐渡鉱山で迎えたピョン・ジョンは、「概して訓練又は指導よろしきを得たる如く終戦に際しても他地方に見る如き暴状等もなく帰還せしむるを得た」と書いた(p.486)。

12, 栄養供給

朝鮮南部の朝鮮人と日本の戦時労働者の栄養摂取について見てみよう。

表 朝鮮南部朝鮮人と日本戦時労働者の栄養吸収

朝鮮南部(主食配給)			日本三井山野炭鉱朝鮮人労働者			外村大(2012), 朝鮮人労働者
			採炭夫(丙)	坑外夫(丙)	坑内夫(甲)	
	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	エネルギー (kcal)	エネルギー (kcal)	エネルギー (kcal)	エネルギー (kcal)
1937	1,937	70.4				
1938	1,860	66.9				
1939	1,621	58.7				3,675
1940	1,762	59.7				3,675
1941	1,799	58.2	3,224	2,161	1,343	
1942	1,410	47.6				
1943	1,264	39.6	2,646	2,161	1,343	
1944	1,394	40.9	2,989	2,161	1,372	2,401
1945	1,377	37.9	2,573	1,971	1,212	1,372

資料：ユク・ソヨン（2017）、「食品供給表分析による 20 世紀の韓国生活水準の変化に関する研究」、忠南大大学院経済学科博士学位請求論文。外村（2012）、186 頁

注：1 合=140g(490kcal)、100g は 350kcal で換算した。

朝鮮南部はユク・ソヨンの 2017 年博士学位論文を利用し、日本の配給量は米国戦略爆撃団が調査した結果を利用して体積をカロリーに換算した。

日本に動員された朝鮮人中最も配給が少ない 21 歳以下の坑外夫を除けば、朝鮮人よりもカロリー吸収が遥かに高い。ところが、この様な坑外夫は例外的な存在である。配給は殆ど日本政府と石炭統制会のような企業団体が規定するため、会社間に特に差異はない。1937-40 年は 1941 年の株式配給量の 1.4~1.5 倍が支給されたため、この時期にも朝鮮に残留した朝鮮人よりも栄養供給が遥かに良かった。たんぱく質の場合、当時日本で一人一日最小所要量を 76g と見たが、米国戦略爆撃団(USSBS)の資料を引用した Cohen(1949)によると、1945 年 8 月最悪の状況となり 37.9g へと落ちた。

朝鮮に残留した青年と日本に動員された朝鮮人戦時労働者や炭鉱、鉱山等に就業した戦時労働者の三倍に達した自由移住労働者の生活水準を比較しなければならない。現在では、まず栄養摂取に関して日本行きを選んだ朝鮮人が、朝鮮南部に残留した人々より遥かに有利だった事が分かる。

参考文献

資料

- * 石炭統制會九州地部(1945), 「炭山に於ける半島人の勤勞管理」, 朴慶植編(1991) 第 2 卷, 『朝鮮研究資料集』 第 2 卷, p.1-245
- * 佐渡鉱山(1943), 「半島勞務管理ニ付テ」
- * 「新潟新聞」
- * 勞働事情調査所(1942), 「日立鑛山に於ける半島人勞務者と語る」, 朴慶植編(1981) 第 1 卷, 『朝鮮研究 資料集』 第 1 卷, p.56-96
- * 住友鴻之舞鑛山, 「昭和十八年度半島人關係綴」, 守屋敬彦編(1991), 「戦時外國人強制連行關係史料」 III 2 下
- * 日本鑛山協會(1940), 「半島人勞務者に關する調査報告」, 朴慶植編(1981) 第 2 卷, p.1-300

- * 労働科学研究所(1943年5月),「半島勞務者勤勞狀況に關する調査報告」,労働科學研究,朴慶植編(1982),『朝鮮研究資料集』第1卷,p.339-521

論著

- *キム・ナクニョン、パク・ギジュ、パク・イテク、チャミヨンス編(2018)、「韓国の長期統計 I」、「韓国の長期統計 II」、ヘナム
- *ユク・ソヨン(2017)、「食品需給表分析による20世紀韓国生活水準の変化に関する研究」、忠南大大学院経済学科博士学位請求論文
- *日帝強制動員被害者支援財団(2019) 日帝強制動員被害真相調査学術研究用役報告書。
- *鄭惠瓊(2022)、「資料を通じて見た『佐渡鉱山』朝鮮人強制動員実態」、2022年日帝強制動員被害者支援財団学術セミナー資料、「佐渡鉱山強制動員歴史歪曲」
- *鄭惠瓊・許光茂 文・写真(2021)、「食欲の地、三菱佐渡鉱山と朝鮮人強制動員」、図書出版 Seonin
- * 長谷亮介(2021)、「朝鮮人労働者の労働現場の実態」、西岡力編(2021)、「朝鮮人戦時労働の実態」、一般財団法人産業遺産国民会議
- * 朴慶植(1965)、「朝鮮人強制連行の記録」、パク・ギョンオク訳(2008)『朝鮮人強制連行の記録』Gojeuwin
- * 法政大学大原社会問題研究所(1964),『太平洋戦争下の労働者状態』,東洋経済新報社
- * 西成田豊(1997)、「在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家」,東京大学出版会
- * 守屋敬彦(1988)、「国家統制下における新興鉱山の労働者募集：鴻之舞金鉱山を例として」,『道都大学紀要』第7号,p.11-43
- * 守屋敬彦(1996)、「アジア太平洋戦争下の朝鮮人強制連行と遺家族援護」,『道都大学紀要』15,p.81-138
- * 勝岡寛次(2019)、「朝鮮人労働者(いわゆる「徴用工」)の実体について-韓国大法院判決の原告を中心に-」,『歴史認識問題研究』4号,p.19~44
- * 深町純亮監修 佐谷正幸著(2005),『炭鉱の真実と栄光-朝鮮人強制連行の虚構』,日本会議福岡筑豊支部
- * 長澤秀(1987)、「戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い」,『史苑』47(1),梁泰* 吳編(1993),『朝鮮人強制連行論文集成』,明石書店,p.146-204に再収録
- * 朝鮮人強制連行真相調査団(1974),『朝鮮人強制連行強制労働の記録』,現代出版社.
- * 竹内康人(2013),『調査 朝鮮人強制労働 1 炭鉱編』,社会評論社
- * 外村大(2012),『朝鮮人強制連行』,岩波新書
- * Cohen, Jerome Bernard 1949. *Japanese Economic History 1930-1960*, Vol. II, London and New York, Routledge.